台東区電子契約実施要綱

令和８年１１月１日

台総経第５７８号

（目的）

第１条 この要綱は、台東区（以下「区」という。）における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

（２）立会人型電子署名 契約等を行う当事者でない第三者であって、区の委託に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者（以下「電子契約サービス提供事業者」という。）が、契約等を行う当事者双方の指示に基づいて付与する当該事業者の証明書を付した電子署名をいう。

（３）電子契約書 電磁的記録により作成する契約書をいい、仮契約書も含む。

（４）電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。

（５）電子契約サービス 電子契約サービス提供事業者が行う立会人型電子署名による電子契約のサービスをいう。

（６）担当者 経理課の職員であって、電子契約サービスを利用して、電子契約の相手方に電子契約書を送信する等の契約手続の実務を行う者をいう。

（７）承認者 電子契約サービスを利用して、担当者が行う契約手続の実務について承認する者をいう。

（電子署名の方法）

第３条 この要綱における電子署名は、立会人型電子署名によるものとする。

（電子契約の利用範囲）

第４条 区における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとする。

（１）法令等の定めにより書面で行うべきとされているもの

（２）その他電子契約によることが適当でないと認めるもの

（承認者の設置）

第５条 経理課に承認者を置き、経理課長を充てる。

（電子契約の運用管理者）

第６条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、経理課長を充てる。

２ 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）電子契約サービスを利用するためのアカウント情報を管理すること。

（２）電子契約サービスを利用する際の担当者等の権限を付与すること。

（３）電子契約サービスの効率的な運用を推進すること。

（４）その他電子契約サービスを適正に利用するために必要と認めること。

（アカウント等の取扱い）

第７条 担当者は、電子契約サービスを利用する際には、アカウント情報を適正に取扱わなければならない。

２ アカウント情報のうちパスワードの設定及び変更は担当者が行うものとする。

３ 運用管理者は、前項のパスワードを担当者以外の者に知られないよう厳重に管理しなければならない。

（電子契約によることの意思確認）

第８条 担当者は、原則として契約の相手方からの電子契約利用申出書（別記第１号様式）の提出により、当該契約の相手方に電子契約により行う意思があることを確認するものとする。

（契約内容の修正）

第９条 担当者は、締結した電子契約書に誤字、語句の修正等の軽微な修正の必要が生じた場合は、当該契約の相手方の了承のもと、新たな電子契約書一式を電子契約サービスに登録し、必要な手続を行うことで当該修正を行うことができる。この場合において、修正前の電子契約書は無効とし、その旨を修正後の電子契約書上に規定するものとする。

（電子契約書の保存）

第１０条 電子契約書の原本は、電子契約サービスを利用して電子署名を付されたものとし、これを電子契約サービスのクラウド上に保存する。

（委任）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、電子契約の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和８年１１月１日から適用する。

別記第１号様式（第８条関係）

電子契約利用申出書

台東区長　　宛て

当社は、以下の案件の契約書の作成に当たり、電子契約サービスを利用することを希望します。なお、契約書の内容を確認同意する者は、次のとおりです。

届出日　　年　　月　　日

１　契約案件

案件名	

２　申込(事業)者　　競争入札参加資格受付票の記載どおりに入力してください。

受付番号	
商号又は名称	
実際の本店所在地	
役職・氏名	

（代理人）　　※代理人を登録していない場合は空欄のままとしてください。

所在地の住所	
支店名等	
役職・氏名	

３　契約書内容の契約締結権限者等

※以下の情報は、電子契約の署名者として登録されます。
　提出後、以下の情報は修正できません。間違いのないように入力してください。
※メールアドレスについては誤送信防止のため手書きでの記載は避けてください。

(1)契約担当者

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
役職・氏名	
商号又は名称 （支店名等含めても可）	

(2)契約締結権限者

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
役職・氏名	
商号又は名称 （支店名等含めても可）	

※契約締結権限者は、契約締結権限者から委任された者でも可です。

４　その他

工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令第５条の５第１項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。

【電子契約サービスを希望する方は、落札決定後に経理課宛てに提出してください。】

提出先：keiyaku.ptz@city.taito.tokyo.jp

※本申出書はExcelファイルのままご提出をお願いします。